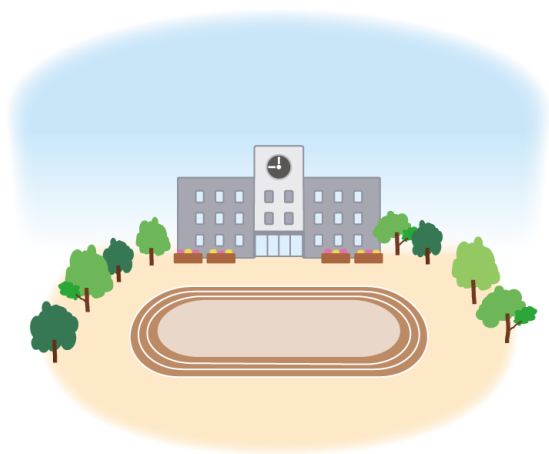


桜井市小・中学校の適正規模及び 適正配置に関する基本方針

[概要版]

～ 未来を担う子どもたちに、より良い環境の中で
魅力ある教育を進めるために ～



平成 30 年 3 月

桜 井 市

桜井市教育委員会

1. はじめに

背景と目的

- ◆ 少子高齢化が進む中、本市の児童・生徒数は、20年後には現在よりも約25%減少し、総学級数が法令上適切とされる基準に満たない小規模校が多く存在する状況が予想されます。
- ◆ 学校の小規模化が進む中、児童・生徒にとっての「より良い教育環境」を整えることは、今後の教育の大きな課題となるだけでなく、社会教育や地域コミュニティを始めとする学校を核とした地域全般に関わる問題ともなっています。これらのことから、学校規模・配置の適正化に向けて、その目標とする方向性をまとめ全市レベルで取り組みを推進していくことを目的として、本方針を策定します。

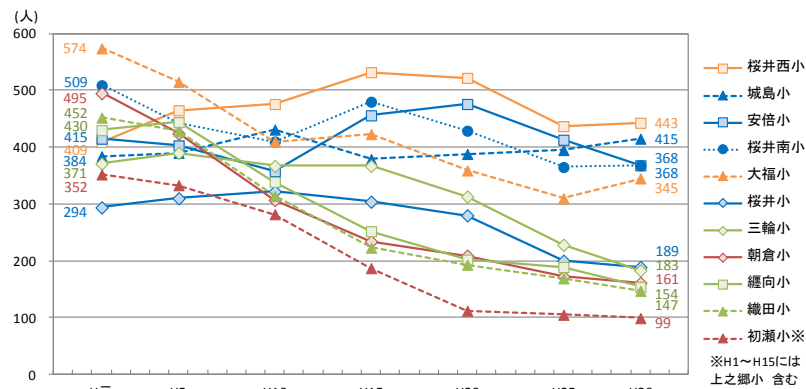
2. 桜井市の学校規模にかかわる現状と課題

(1) 学校をとりまく現状と将来動向

① 児童・生徒数（平成29年5月1日現在）

<小学校>

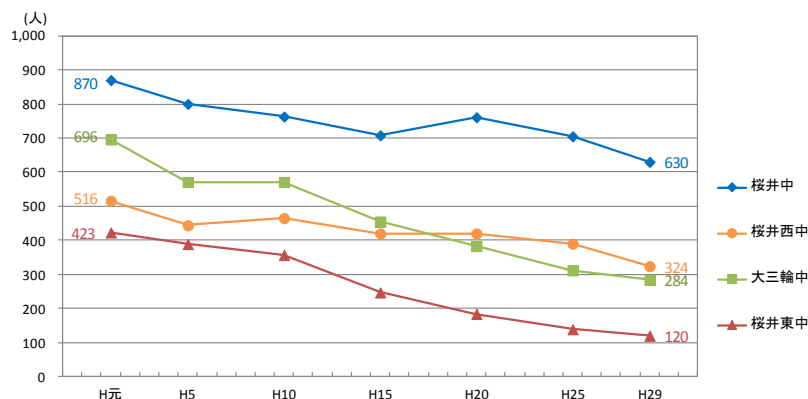
桜井市には11校、2,872人の児童がいます。城島小学校及び桜井西小学校を除いたすべての小学校において、平成元年以降、児童数が減少しています。特に、朝倉小学校及び初瀬小学校、織田小学校、纏向小学校では、平成29年の児童数が平成元年の半分を下回っています。



資料：桜井市教育委員会資料

<中学校>

桜井市には4校、1,358人の生徒がいます。すべての中学校において、平成元年以降、生徒数が減少しています。特に、桜井東中学校及び大三輪中学校では、平成29年の生徒数が平成元年の半分を下回っています。



資料：桜井市教育委員会資料

(2) 学校規模・配置に関わる課題

① 教育面から

- ◆ 半数以上の学校において、1学年あたりのクラス数が少ないため、クラス替えができないほか、多様な考え方に触れ学びあう機会や切磋琢磨する機会がない等の問題が生じています。今後さらに少子化が進み、1クラス編成も困難な学校が生じること等が懸念され、これらの問題の解消に向けて学校規模・配置の適正化を図ることが望まれます。
- ◆ 学校規模・配置の適正化を進める際には、現状の教育形態のみにこだわらず、見直しによる変化を活かすことのできる多様な教育形態についても検討し、より充実した教育環境を確保する必要があります。
- ◆ 学校配置の変更が行われると、これまでの通学方法がとれなくなる可能性があり、児童・生徒の健康や安心・安全に配慮した新たな通学方法や、長距離・長時間通学となる場合は電車やコミュニティバス、スクールバスを利用する際の条件等についても検討する必要があります。

② 施設管理面から

- ◆ 旧建築基準で建設された学校が約3分の1を占めるなど、学校施設の老朽化が進んでいます。学校施設は子どもたちが学び生活する場であるとともに、地域の活動の場や防災拠点としても重要な施設であり、老朽化対策は先送りできない重大な課題となっています。
- ◆ 学校施設の適切な改修等を行うとともに、学校規模・配置の適正化に際しては、当該校だけではなく近隣の学校も含めた学校施設の状況を総合的に勘案し、効果的・効率的なものとなるよう検討を進めることが必要となります。特に建て替えや長寿命化の対応が早急に求められている学校については優先的に適正化の検討に取り組むことが求められます。

③ 地域連携面から

- ◆ 学校は、地域住民の生涯学習やスポーツ活動、交流の場、防災拠点などの役割を持つとともに地域アイデンティティの拠り所となる存在でもあり、地域コミュニティの核となってきたことから、地域とともにある学校という視点を含めて学校適正化の議論を行うことが必要です。
- ◆ そのため、適正配置の検討に際しては、児童・生徒数、通学距離や時間だけを基準として機械的に判断するのではなく、防災や生涯学習、地域活動等の場であることも踏まえて検討することが求められます。

3. 学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

(1) 学校の適正な規模について

① 学級数

小・中学校の適正学級数は、12学級から18学級を基本とします。

② 学級児童・生徒数

各学級の児童・生徒数は、小学校1年生が35人以下、
小学校2年生～6年生及び中学生は40人以下を基本とします。

③ 通学距離、通学時間

小・中学生の通学は、概ね1時間以内の通学時間となるようにします。

(2) 学校の適正な配置について

① 中学校区を基本とする適正化

児童・生徒にとって優良な教育環境を確保するため、適正配置の視点から現行の中学校区の枠組みを堅持しながら、各小・中学校において適正化を進めます。

② 規模のみではない 総合的観点での検討

学校規模ならびに通学距離・時間のみを基準として機械的に判断せず、地理的条件や交通手段の状況、児童・生徒の安全確保等の各地域の実情や課題を踏まえて、総合的な教育条件の向上に資する形で検討します。

③ 小中一貫教育導入の検討

学校の再配置による効果を高め、より充実した教育環境を確保するため、中1ギャップの解消をはじめとする教育面や学校運営面で様々な効果が見込まれる小中一貫教育を併せて導入することを検討します。

小中一貫校では、義務教育9年間を見通した教育課程を編成したり、小学生と中学生が一体となった行事を実施したりすることができます。

④ 建て替えや長寿命化時期を目安とする 再配置

小・中学校の老朽化対策が必要なRC造校舎は今後年次的に発生します。そこで、学校規模・配置の適正化は、建て替えや長寿命化の時期を検討の優先順位の目安とします。

その際には、当該校のみではなく、隣接する学校及び中学校区全体の状況を勘案して基本方針に沿った検討を行い、適正規模・適正配置を進めていきます。

(3) 適正化を進める上での留意点について

① 前期・中期・後期計画とアクションプランの策定

- ◆ 市内の小・中学校再編の長期的な全体計画（計画期間30年）及びアクションプラン（計画期間10年）を中学校区ごとに策定し取り組みを推進していきます。
- ◆ 全体計画は前期・中期・後期の3期に分け設定します。全体計画及びアクションプランは、5年程度のサイクルで計画の見直しを図り、アクションプランに反映させます。

② 地域各主体との協働での検討・推進

- ◆ 学校規模・配置の適正化は、児童・生徒の教育条件改善のために行うもので、具体的な教育上の課題について保護者や地域住民との共通理解を図りながら進めていくことが必要です。
- ◆ 適正化の取り組みは、保護者や地域住民の理解と参画を得て連携した取り組みが必要となるため、保護者や地域住民等への情報提供、協議等の機会と場を設けて推進します。